

**地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則（平成24年7月規則第70号） 新旧対照表**

旧	新
<p>(縦覧の場所等)</p> <p>第3条 条例第3条第3項の規定による縦覧（以下この条において「縦覧」という。）の場所は、市民局に置く。</p> <p align="center">（第2項から第5項まで省略）</p> <p>(特定の者と特別の関係がないものとされる基準)</p> <p>第9条（本文省略）</p> <p>(1) 当該役員の職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等（役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と前条に規定する特殊の関係のある者をいう。以下この条及び第15条第1項第3号イにおいて同じ。）に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。</p> <p align="center">（第2号から第4号まで省略）</p> <p>(合併特定非営利活動法人に関する条例第3条及び第4条の規定の適用)</p> <p>第10条 地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第<u>3</u>項の規定による申出をしようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人で条例第3条第1項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び条例第4条の規定の適用については、条例第3条第2項第3号中「前事業年度」とあるのは「前事業年度(当該申出書を提出しようとする日においてその合併の日を含む事業年度が終了していない場合にあつては、当該申出書の提出に係る特定非営利活動法人及び合併によって消</p>	<p>(縦覧の場所等)</p> <p>第3条 条例第3条第3項<u>及び第4項</u>の規定による縦覧（以下この条において「縦覧」という。）の場所は、市民局に置く。</p> <p align="center">（第2項から第5項まで省略）</p> <p><u>6</u> 条例第3条第3項の規則で定める方法は、<u>インターネットの利用とする。ただし、インターネットの利用に代えて、公報に掲載する方法により公表することができる。</u></p> <p>(特定の者と特別の関係がないものとされる基準)</p> <p>第9条（本文省略）</p> <p>(1) 当該役員の職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等（役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と前条に規定する特殊の関係のある者をいう。以下この条及び第15条第1項第3号イ<u>及び第5号</u>において同じ。）に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。</p> <p align="center">（第2号から第4号まで省略）</p> <p>(合併特定非営利活動法人に関する条例第3条及び第4条の規定の適用)</p> <p>第10条 地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第<u>12</u>項の規定による申出をしようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人で条例第3条第1項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び条例第4条の規定の適用については、条例第3条第2項第3号中「前事業年度」とあるのは「前事業年度(当該申出書を提出しようとする日においてその合併の日を含む事業年度が終了していない場合にあつては、当該申出書の提出に係る特定非営利活動法人及び合併によって消</p>

滅した各特定非営利活動法人の前事業年度)」と、条例第4条第1項第9号中「その設立の日」とあるのは「当該申出書の提出に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」と、同項第10号中「の末日」とあるのは「の末日(当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日)」と、「各事業年度」とあるのは「当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度」とする。

(第2項省略)

3 前2項の規定は、地方税法第314条の7第3項の規定による申出をしようとする特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人で条例第3条第1項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び条例第4条の規定の適用について準用する。この場合において、第1項中「当該申出書を提出しようとする日においてその合併の日を含む」とあるのは「設立後最初の」と、「当該申出書の提出に係る特定非営利活動法人及び合併」、「当該申出書の提出に係る特定非営利活動法人又は合併」及び「当該特定非営利活動法人又は合併」とあり、並びに前項各号中「当該特定非営利活動法人及び合併」とあるのは「合併」と、第1項中「当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併」とあるのは「前条第1項の申出書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立」と、前項中「合併前」とあるのは「設立前」と読み替えるものとする。

(申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き)

第14条 条例第12条第1項(条例第15条第4項において準用する場合を含む。)の規定による条例第3条第2項第1号及び第2号に掲げる書類の備置きは、条例第12条第7項の規定による閲覧の請求があった場合において、直ちに閲覧させることができる状態で行わなければならない。同条第2項から第4項までの規定による書類の備置きについても、同様とする。

(第2項省略)

滅した各特定非営利活動法人の前事業年度)」と、条例第4条第1項第9号中「その設立の日」とあるのは「当該申出書の提出に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」と、同項第10号中「の末日」とあるのは「の末日(当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日)」と、「各事業年度」とあるのは「当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度」とする。

(第2項省略)

3 前2項の規定は、地方税法第314条の7第12項の規定による申出をしようとする特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人で条例第3条第1項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び条例第4条の規定の適用について準用する。この場合において、第1項中「当該申出書を提出しようとする日においてその合併の日を含む」とあるのは「設立後最初の」と、「当該申出書の提出に係る特定非営利活動法人及び合併」、「当該申出書の提出に係る特定非営利活動法人又は合併」及び「当該特定非営利活動法人又は合併」とあり、並びに前項各号中「当該特定非営利活動法人及び合併」とあるのは「合併」と、第1項中「当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併」とあるのは「前条第1項の申出書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立」と、前項中「合併前」とあるのは「設立前」と読み替えるものとする。

(申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き)

第14条 条例第12条第1項(条例第15条第4項において準用する場合を含む。)の規定による条例第3条第2項第1号及び第2号に掲げる書類の備置きは、条例第12条第7項及び第8項の規定による閲覧の請求があった場合において、直ちに閲覧させることができる状態で行わなければならない。同条第2項から第4項までの規定による書類の備置きについても、同様とする。

(第2項省略)

(指定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類)

第15条 (本文省略)

(第1号から第4号まで省略)

(5) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

(第2項及び第3項省略)

(指定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類)

第15条 (本文省略)

(第1号から第4号まで省略)

(5) 役員等に対する報酬又は給与の状況

ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況 (イに係る部分を除く)

イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

(第2項及び第3項省略)

第1号様式 (第2条第1項)

特定非営利活動法人指定申出書



地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例第2条に規定する指定特定非営利活動法人としての指定を受けたいので、同法第314条の7第3項の規定により、申し出ます。

(略)

第1号様式 (第2条第1項)

特定非営利活動法人指定申出書



地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例第2条に規定する指定特定非営利活動法人としての指定を受けたいので、同法第314条の7第12項の規定により、申し出ます。

(略)

第2号様式 (第11条第2項)

指定特定非営利活動法人指定更新申出書



(略)

第2号様式 (第11条第2項)

指定特定非営利活動法人指定更新申出書



(略)

第3号様式 (第12条、第13条)

指定特定非営利活動法人変更届出書



(略)

第3号様式 (第12条、第13条)

指定特定非営利活動法人変更届出書



(略)

第4号様式 (第16条第1項)

指定特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書



(略)

第4号様式 (第16条第1項)

指定特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書



(略)

第5号様式（第16条第2項）

指定特定非営利活動法人助成金支給書類提出書



(略)

第5号様式（第16条第2項）

指定特定非営利活動法人助成金支給書類提出書



(略)

第6号様式（第18条）

指定特定非営利活動法人合併申請届出書



(略)

第6号様式（第18条）

指定特定非営利活動法人合併申請届出書



(略)

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年6月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。